

# 馳名商標認定業務細則

2009年4月21日発布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

# 馳名商標認定業務細則

2009年4月21日国家工商行政管理総局工商標字〔2009〕81号発布

国家工商行政管理総局文書

## 第一章 総則

第一条 商標戦略の実施を推進するため、馳名商標の認定業務を規範し、馳名商標認定業務の更なる制度化、規範化、プロセス化、法治化を促進し、商標権利者の合法権益を確実に保護し、知的財産システムを健全なものにし、イノベーション環境を最適化し、経済社会の良好で速い発展の促進に向け、「中華人民共和国商標法」、「中華人民共和国商標法実施条例」、「馳名商標認定と保護規定」、「国家工商行政管理総局の主要内部機構設置と人員編成規定」に基づき、本細則を制定する。

第二条 本細則中の馳名商標認定は、商標局、商標審判委員会の「商標法」、「商標法実施条例」、「馳名商標認定と保護規定」、「商標審判規則」及び国家工商行政管理総局の「各司（庁、局、室）主要内部機構設置と人員編成」の関連規定に基づく馳名商標認定を指す。

第三条 馳名商標認定業務の目的は、商標権の保護にいつそう力を入れ、企業の商標戦略の実施を導き、独自の商標を使用させ、商標の内包を豊富にし、商標・知的財産のイノベーションと保護を重視し、商標の知名度を高め、独自の知的財産と有名ブランド、国際競争力の強い優良な企業を形成し、企業と社会経済の発展を促進し、創新型国家の建設を促進することである。

第四条 商標局、商標審判委員会は、厳格に、正確に、法に照らして馳名商標認定業務を展開し、世論への宣伝を正確に導き、馳名商標認定と保護制度の健全な発展を促進し、企業が商標戦略を合理的に実施することを支持しサポートしなければならない。

商標局は各地の工商行政管理部門の馳名商標認定申請業務での厳格なチェックを指導し、申請材料の内容が真実で、正確であることを保証しなければならない。

第五条 商標局、商標審判委員会は馳名商標認定委員会を設立し、その構成員は商標局、商標審判委員会局長、主任、副局長、副主任、視察員、副視察員を含み、局長と主任を主任委員とする。

第六条 商標局、商標審判委員会受理処は本細則に基づき、馳名商標認定申請資料の受理、整理、審査業務を行う。商標局局長弁公会、商標審判委員会委務会は本細則に基づき、馳名商標認

定での審査決定業務を行う。馳名商標認定委員会は本細則に基づき、馳名商標認定での再審業務を行う。国家工商行政管理総局局長弁公会は、馳名商標認定委員会が認定した馳名商標の審査をする。

## 第二章 馳名商標認定申請の審査、審査決定

### 第一節 馳名商標認定が考慮すべき要素と証拠資料

第七条 馳名商標の認定は「商標法」第14条の規定に基づき、以下の要素を考慮しなければならないが、当該商標は以下の全ての要素を満たしていなければならないことを前提としていない。

- (一) 関連する公衆の商標に対する認識程度
- (二) 当該商標使用の継続期間
- (三) 当該商標のいかなる宣伝業務の継続期間、程度、地理的範囲
- (四) 当該商標が馳名商標として保護を受けた記録
- (五) 当該馳名商標のその他の要素

第八条 馳名商標認定は「馳名商標認定と保護規定」第3条の規定に基づかなければならず、以下の馳名商標を証明する証拠資料を審査する。

- (一) 関連する公衆の商標認識程度を証明する関連資料
- (二) 当該商標の使用、登録の記録と範囲の関連材料を含む、使用継続期間を証明する関連資料。
- (三) 当該商標の広告宣伝と販売促進活動の方法、地域範囲、宣伝メディア、広告掲載・放送量などの関連資料を含む、いかなる宣伝業務の継続期間、程度、地理的範囲を証明する関連資料。
- (四) 当該商標が、以前に中国或いは他の国・地域で馳名商標として保護を受けた関連資料を含む、馳名商標として保護を受けた記録を証明する関連資料。
- (五) 当該馳名商標の主要商品の直近3年間の生産量、販売量、売上高、税引き前利益、販売区域などの関連資料を含む、その他の要素を証明する証拠資料。

### 第二節 商標管理プロセスでの審査

第九条 省級工商行政管理機関が「馳名商標認定と保護規定」に基づいて報告する、馳名商標認定申請の案件資料及び馳名商標を証明する証拠資料に対し、商標局は公文書の受け取りと処理の分離制度を実施し、商標局総合処が公文書の受け取り責任を負い、関連受理処は資料の整理の責任を負い、登記簿登記を確立する。

商標管理で提出した馳名商標の認定申請、申請者が提出した補充証拠資料に対し、関連受理処

が関連申請を商標局局長弁公会に提出する前に、補充証拠資料の内容を申請材料に組み入れ整理することができる。

第十条 受理処は、商標の顕著性と知名度等の技術的問題について、関連処室或いは関連部門の意見を求めることができる。受理処は確かに必要であると認識した時に、地方工商行政管理部门に関連する状況を問い合わせることができる。

第十一条 商標管理で提出した馳名商標の認定申請に対して、受理処処長は処務会討論を招集、主宰し、初歩的意見を出す。処務会の参加者数は、全処員の三分の二を下回ってはならない。会議は記録しなければならない。

第十二条 処務会の討論によって、馳名商標条件に符合しているかないかの初歩的意見を出し、処長は担当副局長に報告する。担当副局長は商標局局長弁公会の討論に回す。

### 第三節 商標異議プロセスでの審査

第十三条 商標異議（国際登録プロセスでの商標異議を含む）プロセスで提出した馳名商標の認定申請に対して、「商標法」、「商標法実施条例」「馳名商標認定と保護規定」の規定に基づき、原則上、商標異議の申請日時順序に基づき審査を行う。

第十四条 受理員は馳名商標の証明資料に対し整理を行い、合議グループの討論後、処務会に報告し討論を求める。受理処の処長は処務会議を召集、主宰し、処務会の参加者数は、全処員の三分の二を下回ってはならない。会議は記録しなければならない。

第十五条 処務会の討論によって、証拠資料が十分であり、かつ当該異議案件が「商標法」第13条裁定に基づく必要が確かにあるという意見或いは証拠不足、当該異議案件が「商標法」第13条の裁定に基づく必要が無いという意見を出し、処長が担当副局長に報告する。担当副局長は商標局局長弁公会の討論に回す。

### 第四節 商標異議申請、商標争議プロセスにおける審査

第十六条 商標異議再審、商標議論プロセスで提出した馳名商標の認定申請に対し、商標審理委員会は「商標法」、「商標法実施条例」、「馳名商標認定と保護規定」、「商標審判規則」の規定に基づき、審査を行う。

第十七条 商標審査委員会は馳名商標認定に関する案件に対して、案件受理処が組織した合議

グループが審査を行わなければならない。

合議グループは商標審判員 3 名以上の奇数で組織し、案件受理处处長は必ず合議グループの構成員が担当しなければならない。合議グループは馳名商標認定に関する案件を審査し、少数が多数に従うという原則を実行する。

第十八条 合議グループは審査で馳名商標条件に基本的に符合しているかを認定し、処長が担当副主任に報告する。担当副主任は検討して馳名商標条件に基本的に符合していることを認定し、主任の同意後、商標審査委員会委務会の討論に回す。

第十九条 主任は馳名商標に関する認定案件を委務会討論に回すことに同意し、案件の受理者は適時に関連資料を総合処に送致しなければならない。総合処は委務会召集の 3 日前までに、関連資料のコピーを委務会に参加する会員に送致する。

#### 第五節 審査決定

第二十条 商標局が馳名商標認定案件を討論する局長弁公会は、局長、副局長、視察員、副視察員で構成し、受理处处長がオブザーバーとして参加する。

第二十一条 商標審査委員会が馳名商標認定案件を討論する委務会は、主任、視察員、副主任、副視察員、各处处長で構成する。

第二十二条 商標局局長弁公会は、商標局の担当副局長に回す意見について検討し審査決定を行い、馳名商標の条件に符合すると認められるものについて、認定の意見を提出する。馳名商標の条件に符合しないと認められるものについては、受理処に差し戻し、関連プロセスに基づき処理する。うち、商標異議プロセスにおいて提出した馳名商標の認定申請について、商標局局長弁公会は、証拠不足或いは異議案件が「商標法」第 13 条の裁定に基づく必要がないことを認め、受理処は一般的な異議どおりに処理する。商標管理プロセスにおいて提出した馳名商標の認定申請で、商標局局長弁公会が馳名商標の条件と符合していないと認めたものについて、受理処は馳名商標認定文書処理プロセスに基づいて申請を差し戻し、申請資料も合わせて戻す。

商標審判委員会委務会は担当副主任に回した意見について検討、審査決定を行い、馳名商標の条件と符合していると認められるものについて、認定の意見を提出する。馳名商標の条件に符合しないと認められるものについては、受理処に差し戻し、関連プロセスに基づき処理する。商標審判委員会委務会の参加者数は、全処員の三分の二を下回ってはならない。

商標局局長弁公会或いは商標審判委員会委務会が意見を出した後、適時に馳名商標認定委員会に検討報告を行う。

### 第三章 審判と再審

第二十三条 馳名商標認定委員会は「商標法」、「商標法実施条例」、「馳名商標認定と保護規定」、「商標審判規則」の規定に基づき、商標局、商標審判委員会に提出した馳名商標審査意見についての検討を行い、また適時に再審で認定した馳名商標を、総局局長弁公会審査に報告する。再審によって差し戻された場合は、商標局或いは商標審査委員会が関連プロセスに基づき処理する。

馳名商標認定委員会が上述再審会議を召集する時、参加人数は全委員の三分の二を下回ってはならない。

第二十四条 総局の審査意見に基づき、商標局、商標審査委員会は各自の公文書処理プロセスが出した回答或いは裁定に基づかなければならず、適時に社会に向けて認定した馳名商標を公布する。

第二十五条 商標局と商標審判委員会は、商標異議裁定、商標異議再審裁定、商標論争裁定を出した後、関連する馳名商標の認定資料と商標異議、商標異議再審、商標論争案件資料を併せて保管しなければならない。

商標局は商標管理プロセスにおいて馳名商標認定に関連する回答を出した後、関連資料をファイリングして保存しなければならない。馳名商標認定の資料は一記録書一公文書でなければならない。保存期間は3年とする。

第二十六条 商標管理プロセスにおいて提出した馳名商標の認定審査について、再審、審査プロセスで馳名商標の条件に符合しないと認められたものについては、一律に差し戻し処理し、同時に申請資料も併せて戻す。

### 第四章 監督と法律責任

第二十七条 商標局局長弁公会、商標審判委員会委務会が馳名商標の認定を検討する時、中央規律検査委員会、監察部駐国家工商行政管理総局規律検査グループ監察局は職員を派遣し監督を行う。

馳名商標認定委員会が再審会議を召集する時、中央規律検査委員会、監察部駐国家工商行政管理総局規律検査グループ監察局は職員を派遣し監督を行い、中華商標協会は代表を派遣し会議に参加する。

第二十八条 商標局と商標審判委員会は、馳名商標の認定業務を政治の清廉化でのリスクポイントに入れ、健全な監督検査制度を構築し、リスクポイント管理を強化する。

第二十九条 馳名商標の認定審査の期間は、いかなる部門、個人もみな商標局、商標審判委員会に状況を報告し、意見を提出する。馳名商標の権利主張者、利害関係者及びその代理人が、関連する馳名商標の申請認定に来訪する時、商標局総合処或いは商標審判委員会総合処が対応する。商標局総合処或いは商標審判委員会総合処は、適時に報告する状況を書面で関連受理処にフィー

ドバックする。

第三十条 馳名商標の認定業務に従事する職員は、業務規律を厳格に遵守し、馳名商標の認定業務での秘密保持事項と関連要求に基づいた公開してはならない状況を漏らしてはならない。

## 第五章 付則

第三十二条 本細則は国家工商行政管理総局が解釈の責任を負う

第三十三条 本細則は公布日から施行する。